

## 早期事業再生について

富永浩明法律事務所 弁護士 富永浩明

日本の早期事業再生の現状及び問題点並びにそれに対する方策等について、お話しをさせていただきます。

### 1 (早期事業再生の必要性)

事業再生においては、早期に事業の問題点を発見し、早期に事業再生に着手し、迅速に事業再生を進めることが、事業価値の毀損を抑え、事業の再生を成功させるために重要であることは言うまでもないと思います。

### 2 (早期事業再生に関する日本における問題点)

早期事業再生に関する日本における問題点としては、次のような点が指摘できると思われま

#### (1) (早期に事業の問題点を発見する点についての問題点)

早期に事業の問題点を発見するためには、企業情報の適切な開示が重要です。しかし、日本では、企業情報の開示について、上場企業を除いては十分でない部分があると思われま

#### (2) (早期に事業再生に着手する点についての問題点—法的倒産手続の申立ての躊躇等)

早期の事業再生の着手については、日本では、再建型であっても法的倒産手続については、申立てを躊躇するという問題があります。その原因としては、いくつかの事情が挙げられます。

第1に、日本の場合、再建型であっても法的倒産手続の申立がなされた場合、倒産というレッテルを張られて、破産と同列に受け止められ、それだけで大きく事業価値が毀損されるということがあります。日本においては、裁判所及び法的倒産手続の公正性及び衡平性に対する信頼は高いものがあります。それだけに裁判所及び法的倒産手続が、ある意味特別な存在ということもあり、裁判所に法的倒産手続の申立をしたということが特別なことと受け止められる面もあります。

第2に、再建型であっても法的倒産手続の場合、原則として、金融債権のみならず商取引債権も対象債権となり、弁済禁止とされ権利変更の対象となります。ところで、日本の場合は、商取引債権の支払いまでの期間（支払サイト）が長い

結果、商取引債権が弁済されないと取引先に大きな影響を与え、場合によっては連鎖倒産を招くこともあります。そのため、再建型であっても法的倒産手続の申立をした場合は、取引継続が困難になり、事業価値も大きく毀損されることとなります。

第3に、法的な倒産手続は、手続の開始決定は全て官報に公告され、上場企業でなくとも、法的倒産手続に入ったことが例外なく公表されることとなります。この点も、事業価値の毀損につながる事となります。

第4に、日本の場合、中小企業については、会社の債務について代表者や役員が個人保証をしていることが多く、場合によっては、代表者や役員の親族や知人が個人保証をしていることもあります。そのため、再建型であっても法的倒産手続の申立をした場合には、会社の債務の弁済のため、代表者や役員が個人資産を失うことになることも、早期の申立てを躊躇する事情となります。

第5に、上場企業の場合、法的な倒産手続の申立が上場廃止につながる事が、早期の申立てを躊躇する事情となります。

### (3) (迅速な事業再生の実施の点についての問題点)

迅速な事業再生の実施のためには、事業再生に着手した後、迅速に事業再生計画を成立させることが重要となります。日本の場合、私的整理においては、事業再生計画の成立には全員の同意が必要となります。そのため、債権者間の意見の調整に時間が掛かることがあります。また、一部に不合理な反対をする債権者がいる場合には、私的整理の事業再生計画の成立が出来ないこととなります。

一部に不合理な反対をする債権者がいて私的整理の事業再生計画の成立が出来ない場合には、法的再建手続に移行することが想定されます。しかし、私的整理から法的倒産手続に移行した場合に、円滑な移行が出来ないと、迅速な事業再生の実施が困難となります。そこで、私的整理から法的倒産手続へ移行する場合の連続性の維持等も問題となります。

これらの点は、迅速な事業再生の実施について問題であるとともに、早期に事業再生に着手することを躊躇させる事情とも考えられます。

## 3 (早期事業再生に関する日本における問題点に対する方策)

### (1) (早期に事業の問題点を発見するための方策)

早期に事業の問題点を発見するためには、企業情報の適切な開示がされることが重要です。この点に関して、2013年12月に「中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、策定・公表」された「経営者保証に関するガイドライン」においても、「4 経営者保証に依存しない融資の一層の促進」の部分で、「財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保主たる債務者は、資産負債の状況(経営者のものを含む。)、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。なお、開示情報の信頼性の

向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。」とされています。

また、2003年2月に経済産業省が定めた「早期事業再生ガイドライン」においても、「事業再生の早期着手を可能とするためには、企業自らが、事業の収益性をキャッシュフロー・ベースで常時モニタリングすることが必要である。また、企業自らが、キャッシュフロー・ベースの事業収益性に関する情報を積極的に開示することにより、株主や金融機関などの外部から早期着手のシグナルを受け取ることも可能となる。」とし、更に、「金融機関が融資契約の中で財務制限条項を採用して一定程度の事業の収益性を債務者企業に維持することを求める例も出始めている。」とされています。

## (2) (早期に事業再生に着手するための方策)

### i (私的整理の充実)

#### (i) (私的整理充実の必要性)

前述の通り、日本では、再建型であっても法的倒産手続については、倒産というレッテルを張られる等から、早期の申立てを躊躇する事情があります。

そこで、早期に事業再生に着手出来るようにするための対策として、私的整理の充実を図ることが考えられます。また、私的整理の場合は、通常、金融債権のみを対象として、商取引債権は対象外となります。そのため、取引継続に支障を生じることなく、事業価値を維持することが容易となります。更には、私的整理は公表しないことも可能です。そのため、上場企業のように開示の必要のある場合を除けば、私的整理を取引先(商取引債権者)に知られずに行うことが可能であり、その点でも、事業価値の維持につながります。

#### (ii) (純粋な私的整理の問題点)

ただ、日本においては、過去において、純粋な私的整理(一般に公表された公正かつ適正な準則に基づかない私的整理)について、弁護士が関与せず整理屋(反社会的勢力)が関与したり、一部の債権者が主導したりして、不公正な処理(不適切な財産処分や偏頗弁済等)が行われたり、最後まで処理をせずに途中でうやむやになることもあり、私的整理に対する信頼が高くない過去があったことも否定できない事実です。既に述べたように、日本では、法的倒産手続の公正性及び衡平性に対する信頼は高いだけに、私的整理の公正性及び衡平性の確保は大きな問題であったと考えられます。

そこで、日本において、私的整理の充実を図るためには、私的整理に対する信頼を高め、私的整理の公正性及び衡平性を確保することが必要となります。そのための方策としては、私的整理により債務処理を行うための手続についての一般に公表された公正かつ適正な準則に基づいて進められる私的整理(準則型私的整理)を充実させることが重要となります。

#### (iii) (日本における準則型私的整理の経過及び現状)

日本における準則型私的整理の経過及び現在の状況は次の通りです。

## ア（私的整理ガイドライン）

日本においては、2001年9月に私的整理ガイドラインが制定されました。私的整理ガイドラインは、日本初の準則型私的整理の準則であり、金融界と産業界を代表する者（全国銀行協会と経済団体連合会）が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定されました。専門家アドバイザー制度を導入し、私的整理に公正性及び衡平性を与えた画期的なものでした。

私的整理ガイドラインにおいては、原則として、商取引債権者は対象債権者となっておりません。そのため、商取引に影響を与えず事業価値を維持することが可能でした。また、開示についても、非上場企業の場合には、開示せずに、商取引債権者等に私的整理ガイドラインを行っていることを知られないで手続を進めることも可能でした。このように、私的整理ガイドラインは、債務者が早期に事業再生に着手しやすい内容となっていました。

私的整理ガイドラインは、上場企業だけでも15社以上について適用されて、私的整理において大きな成果を上げました。ただ、私的整理ガイドラインでは、主要債権者（メインバンク）と債務者が連名にて一時停止の通知を発する等、主要債権者が手続において重要な役割を果たしていました。また、多数決原理が働かないことから、債権者間の利害の調整、債権者と債務者の利害の調整を図るのが難しい面もありました。そのため、主要債権者（メインバンク）の債権放棄額を多くして非メインの債権放棄額を少なくする、いわゆるメイン寄せも求められ、衡平性等の観点からは課題もありました。

## イ（産業再生機構）

そのような状況の下、2004年4月に不良債権処理のために株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」といいます）が設立され、業務を開始しました。産業再生機構の実施した事業再生を支援する裁判外紛争解決手続も、私的整理の一つでした。産業再生機構の手続においては、私的整理ガイドラインにおけるメイン寄せの問題を考慮し、関係金融機関による金融支援のプロラタ（均分平等）負担が原則とされました。また、産業再生機構が、非メイン行の債権を買い取ることによって事業再生計画の成立を容易にすることも可能でした。その他、産業再生機構による資金の貸付け、金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証、出資も可能でした（株式会社産業再生機構法19条1項2号）。

尚、産業再生機構は、政府保証（株式会社産業再生機構法40条）により調達した資金を使用して活動する公的な組織という性格上、当初から時限的な存在であり、予定より1年早く2007年3月15日に解散しております。

## ウ（事業再生ADR）

産業再生機構の後を受けて、準則型私的整理として、事業再生ADRが登場しました。

「ADR」とは、「裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）」の略称で、訴訟や法的倒産手続のような裁判所による強制力を持った紛争解決の手続を利用することなく、当事者間の話し合いをベースとして、紛争を解決しようとする手続の総称です。

2007年に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」といいます。）の施行

により、民間の事業者が、法務大臣の認証を受けて、ADR事業を営めるようになりました。また、同じく、2007年に産業活力再生特別措置法の改正により、法務大臣の認証を受けた認証紛争事業者（ADR事業者）について、事業再生に関する紛争を取り扱う事業者として法定の特別な要件を満たした場合には、経済産業大臣の認定を受けて特定認証紛争解決事業者（事業再生ADR事業者）となり事業再生ADRを行うことができるものとされました。尚、産業活力再生特別措置法は、2014年1月20日、産業競争力強化法の施行に伴って廃止され、現在は、産業競争力強化法が事業再生ADRについて規定しています。

事業再生ADRは、私的整理ガイドラインの手続を基本的に踏襲していると考えられます。しかし、私的整理ガイドラインは、企業の私的整理に関する金融界・産業界の経営者間の一般的コンセンサスであり、手続の根拠が法律にはありませんでした。また、専門家アドバイザー制度を導入しているものの、手続の主体は、債務者と主要債権者（メインバンク）でした。これに対して、事業再生ADRは、ADR法及び産業競争力強化法に根拠を持ちます。また、事業再生ADRでは、民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者である手続実施者（ADR法2条2号、産業競争力強化法51条1項1号）が選任されます。

事業再生ADRについては、事業再生実務家協会が2008年10月法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証を受け、2008年11月経済産業大臣より事業再生ADRの認定を受けて、現在、日本において唯一の事業再生ADR事業者として、事業再生ADRを行っています。

事業再生ADRにおいても、対象債権は主として金融債務であり、商取引債権は原則として対象債権とされていません（事業再生実務家協会の特定認証ADR手続に基づく事業再生手続規則（以下「協会規則」といいます。）1条、2条）。また、事業再生ADRは、非公開とされています（協会規則7条。尚、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき、認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項二(3)(i)但書参照）。そのため、事業再生ADRについても、債務者が早期に事業再生に着手しやすい内容となっています。

#### エ（中小企業再生支援協議会）

中小企業再生支援協議会も、事業再生ADRと類似した裁判外紛争解決手続（中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定支援）を実施しています。

中小企業再生支援協議会は、産業競争力強化法128条（従前は、産業活力再生特別措置法41条）に基づいて設置されており、商工会議所、商工会連合会、政府系金融機関、地域の金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、中小企業の再生への取り組みを支援するため、経済産業大臣の認定により設置された機関です。

#### オ（株式会社地域経済活性化支援機構）

株式会社地域経済活性化支援機構（略称REVIC）（以下「地域経済活性化支援機構」といいます。）も、中小企業者等について、事業再生を支援する裁判外紛争解決手続を実施しています。

地域経済活性化支援機構は、事業再生を支援することを目的に、2009年10月に株式会社企業再生支援機構法（現在は、地域経済活性化支援機構法）に基づき、株式会社企業再生支援機構（略称 ETIC）として設立され、その後、2013年3月、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済

活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組して、商号も株式会社地域経済活性化支援機構に変更しています。

地域経済活性化支援機構の手続は、事前相談、資産等の査定を経ての事業再生計画の作成、正式な支援の申込、再生支援決定、債権者の事業再生計画に対する同意と進められて行きます。尚、地域経済活性化支援機構においては、機構自身が新たな融資を実行すること（地域経済活性化支援機構法22条1項二のイ）、機構による金融機関の債権の買取（地域経済活性化支援機構法22条1項1号）、機構による出資（地域経済活性化支援機構法22条1項二のハ）も可能となっております。

#### ii（保証債務に対する方策）

前述の通り、日本の場合、中小企業については、多くの場合、会社の債務について代表者や役員が個人保証をしています。このことも、早期の申立てを躊躇する事情となります。

この点については、前出の経営者保証ガイドラインが、定めを置いております。経営者保証ガイドラインは、「中小企業団体及び金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家等の議論を踏まえ、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、策定・公表」されたものです。

具体的には、経営者保証ガイドラインにおいて、「4 経営者保証に依存しない融資の一層の促進」及び「6 既存の保証契約の適切な見直し（主たる債務者及び保証人による既存の保証契約の解除等の申入れ等）」について定めています。また、「7 保証債務の整理」の場面においては、「経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断について、主たる債務者の事業再生の実効性の向上等に資するものとして、対象債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、対象債権者は、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を、当該経営者たる保証人の残存資産に含めることを検討することとする。」としております。この規定は、早期の事業再生等の着手の決断を促し、会社の債務について代表者や役員が個人保証をしていることが、早期の申立てを躊躇する事情とならないように、配慮したものです。

尚、2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014（－未来への挑戦－）においても、「金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、事業性を重視した融資を促進するなどの観点から、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るほか、適切な検査手法の在り方の検討などに継続的に取り組むとともに、金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促す。」とされております。

#### iii（上場維持）

上場企業の場合、私的整理申立（や法的倒産手続申立）によって上場廃止になるのであれば、上場廃止による企業の信用及び事業価値の毀損を考慮して、早期に事業再生に着手することを躊躇する事情となります。

この点に関しては、前出の経済産業省で制定した「早期事業再生ガイドライン」（2003年2月）に基づき、事業再生の早期化のため、上場制度の見直しが2003年4月に行われ、現在、上場会社が再生手続若しくは更生手続、事業再生ADR又は私的整理ガイドラインに基づく整理を行っている場合に上場維持を容易にする配慮がなされています。

具体的には、色々な配慮がなされておりますが、一例を挙げれば、東京証券取引所の有価証券上場規程第601条（上場内国会社の上場廃止基準）においては、東京証券取引所に上場している上場会社については、「(7) 破産手続、再生手続又は更生手続」において、原則としては、「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。」は、上場廃止となるとされております。しかし、「この場合において、施行規則で定める再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から起算して1か月間の時価総額が10億円以上とならないとき。」とも定めており、「再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること」等の施行規則で定める要件を満たす「再建計画の開示を行った場合には、当該再建計画を開示した日の翌日から起算して1か月間の時価総額が10億円以上とならないとき。」に該当しなければ、上場廃止にならないことになり、上場維持を容易にする配慮がなされています。

### (3) (迅速な事業再生を実施するための方策)

「早期に事業の問題点を発見」して、「早期に事業再生の着手」しても、「迅速な事業再生の実施」が出来なければ、事業価値の毀損を抑え、十分な事業の再生を図ることが出来なくなります。「迅速な事業再生の実施」の方策として以下のようなことが挙げられます。

#### i (私的整理の多数決)

日本の場合、私的整理においては、事業再生計画の成立には全員の同意が必要となります。そのため、債権者間の意見の調整に時間がかかることがあります。また、一部に不合理な反対をする債権者がいる場合には、私的整理の事業再生計画の成立が出来ないこととなります。

そこで、一つの方策として、私的整理においても、一部に不合理な反対をする債権者がいる場合に、多数決で事業再生計画を成立させることが出来ないかという検討が考えられます。日本においては、従前は、私的整理の事業再生計画の成立は対象債権者全員の同意を要するとされてきました。しかし、国際的には、韓国の「企業構造調整促進法」、イギリスの「会社整理計画 (scheme of arrangement) 及び会社任意整理 (company voluntary arrangement)」、フランスの「迅速金融再生手続 (sauvegarde financière accélérée)」等、私的整理の事業再生計画を多数決で成立させる立法もあります。そこで、現在、日本においても、私的整理の事業再生計画を多数決で成立させることについての研究が進められています。

また、前出の2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014（一未来への挑戦一）においても、「私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするために関連諸制度の在り方を検討するなど、企業再生に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。」と記載されており、私的整理の事業再生計画の多数決による成立に関する立法の機運も高まっています。

#### ii (私的整理から法的手続への円滑な移行)

一部に不合理な反対をする債権者がいて、全員の同意を得ることが出来ず私的整理の事業再生計画の成立が出来ない場合には、法的再建手続（民事再生手続又は会社更生手続）に移行することも想定されます。しかし、私的整理から法的倒産手続に移行する場合に、円滑な移行が出来ないと、迅速な事業再生の実施が困難となります。私的整理から法的倒産手続への円滑な移行については、手続面と実体面の双方で方策が考えられます。

#### (i) (手続面)

私的整理で手続に関与した者がそのまま法的倒産手続でも手続に関与出来れば、会社の状況や従前の債権者との協議の経緯、更には、スポンサー交渉の経緯等も分かっているため、私的整理から法的倒産手続への円滑な移行が可能となり、早期の事業再生に資すると考えられます。場合によっては、私的整理から法的倒産手続に移行した場合、プレネゴシエート型又はプレアレンジ型の法的倒産手続として、迅速に処理をすることも可能となります。

#### ア (法的倒産手続が民事再生手続の場合)

私的整理から移行した法的倒産手続がDIP型の再建手続である再生手続の場合は、円滑な移行に問題は少ないと思われれます。再生手続においては、債務者は、原則として、再生手続が開始された後も、業務遂行権及び財産の管理処分権を有し、再生手続を迫行させます（民事再生法38条1項、2項）。従って、再生債務者は、私的整理と連続性を保ったまま再生手続を進行させることが可能となります。

#### イ (法的倒産手続が会社更生手続の場合)

これに対して、私的整理から移行した法的倒産手続が更生手続の場合は、問題があり得ます。更生手続は、管理型の再建手続です。そのため、更生手続においては、裁判所が必ず管財人を選任し、裁判所が選任した管財人が更生会社の事業の経営並びに財産管理処分権を有し（会社更生法72条1項）、更生手続を迫行します。そして、従前私的整理を迫行してきた債務者は、更生手続においては手続迫行の主体から外れることとなります。ただ、その点に関して、近時の日本（東京地方裁判所及び大阪地方裁判所）では、DIP型会社更生の運用も行われております。

DIP型会社更生は、更生手続において、現経営陣から管財人を選任して、更生手続開始後も引き続き経営を委ねて事業の再建を図るものです。DIP型会社更生は、企業の事業価値の維持の点からは、従前の取締役を管財人として活用することが望ましい場合もあることから、一定の要件を満たす場合<sup>5</sup>には、従前の取締役を管財人とするというものです。私的整理から更生手続に移行

---

<sup>5</sup> 東京地方裁判所では、DIP会社更生運用が認められるためには、下記の4つの要件（DIP型4要件）を要するとしている<sup>5</sup>。尚、DIP会社更生が認められるには、現経営陣に、管財人に選任されて自ら株式会社の事業の維持更生を図ろうとする意欲があることは当然の前提となる。

#### 記

- ① 経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- ② 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
- ③ スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること
- ④ 現経営陣の経営関与によって更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

した場合、DIP型会社更生で手続が進行すれば、私的整理からの連続性は事実上維持され、事業再生の迅速な進行に資すると考えられます。

DIP型会社更生とまで行かなくとも、事業再生ADRの申立代理人を更生手続の管財人代理に選任するとか、事業再生ADRの手続実施者を更生手続の管財人に選任するとかも、私的整理から法的倒産手続への円滑な移行に資すると考えられます。事業再生ADRの手続実施者を更生手続の管財人に選任した例はないようですが、事業再生ADRの申立代理人を更生手続の管財人代理に選任した例は存在します。

#### (ii) (実体面)

私的整理から法的倒産手続への円滑な移行の実体面の方策としては、法的倒産手続へ移行した際の商取引債権の保護とプレDIPファイナンスの保護が考えられます。

#### ア (商取引債権の保護)

私的整理においては、事業価値の維持の観点等から、原則として、商取引債権は対象債権とされておらず弁済禁止や権利変更の対象とされません。これに対して、法的倒産手続に至った場合は、商取引債権も原則として対象債権となり弁済禁止や権利変更の対象となります。私的整理の段階では、商取引債権は対象債権にならないとして安心して取引を継続してもらったのに、法的倒産手続に移行した途端、対象債権となるのでは、取引先(商取引債権者)の信頼を著しく害し、事業価値の毀損につながることであります。特に、上場企業のような場合で私的整理を行っていることを開示した後に、商取引債権は保護されると説明し信用してもらって取引を行った取引先(商取引債権者)の債権について法的倒産手続の対象債権とすることは、問題が多いと考えられます。

従って、私的整理から法的倒産手続に移行した場合には、商取引債権については、事業価値の維持のために特に保護の必要性が高いと考えられます。そのため、民事再生法第85条5項後段(少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。)及び会社更生法47条5項後段(少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。)の規定等を利用して商取引債権全般を保護する必要性が高いと考えられます。

事業再生ADR及びETIC手続において商取引債権が保護されていた(対象債権とされていなかった)日本航空の事件では、更生手続に移行した後も、更生手続開始決定前は保全管理命令の例外により、更生手続開始決定後は会社更生法47条5項後段の規定に基づいて商取引債権全般が保護されています。また、同じく、事業再生ADR及びETIC手続で商取引債権が保護されていたウィルコム的事件でも、大口株主である1社を除いては、更生手続に移行した後も、商取引債権全般が保護されています。

## イ（プレDIPファイナンスの保護）

私的整理の手續中に供与される一時的な資金繰り融資（つなぎ融資）（プレDIPファイナンス）については、私的整理においては、優先的な扱いがされます。しかし、法的倒産手續に移行した場合は、プレDIPファイナンスも、原則として、法的な倒産債権となり、他の倒産債権と同様に弁済禁止や権利変更の対象となります。しかし、これでは、法的倒産手續に移行した場合のリスクを考慮して、必要なプレDIPファイナンスが受けられなくなり、企業の事業価値の維持が困難になることが考えられます。また、私的整理の対象債権者からプレDIPファイナンスを受けていた場合、私的整理から法的倒産手續への移行について債権者が反対したり、法的倒産手續において再生計画や更生計画に同意を得ることが困難となったりして、迅速な事業再生の実施にとっても支障となることも考えられます。

そこで、産業競争力強化法は、事業再生ADR中のプレDIPファイナンスについて、再生手續又は更生手續に移行した場合にも、プレDIPファイナンスを再生計画案又は更生計画案で優先的に取り扱う余地を認めています。具体的には、産業競争力強化法59条は、事業者が、事業再生ADRの手續中に資金の借入れ（プレDIPファイナンス）をして、その借入について、産業競争力強化法58条1項1号及び2号に定める各条件に適合することを特定認証紛争解決事業者が確認している場合において、その後、当該事業者について再生手續開始の決定があり、「確認を受けた資金の借入れに係る再生債権」と「確認を受けた資金の借入れに係る債権を優先的に取り扱うことについて同意をした債権者の有する再生債権」との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、裁判所は、当該資金の借入れが上記の条件のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法155条1項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとしています。

また、産業競争力強化法60条は、事業再生ADRの手續中に資金の借入れ（プレDIPファイナンス）をしていた事業者が、更生手續に移行した場合について、再生手續に移行した場合と同様の規定をしています。

このように、産業競争力強化法58条、59条及び60条の規定により、事業再生ADRの手續中のプレDIPファイナンスについて、再生手續又は更生手續に移行した場合に、再生計画又は更生計画で優先的に扱っても衡平を害しない可能性が高められていると言えます。

但し、現在までの再生計画又は更生計画で、産業競争力強化法59条又は60条に基づき、民事再生法155条1項但書又は会社更生法168条1項但書に規定する差を設けた例はないようです。

なお、日本航空の更生手續においては、プレDIPファイナンスが更生手續開始決定後に共益債権化されています。この共益債権化は、日本航空の事業価値を高め、全債権者の利益にもつながるものとして、和解により共益債権化されたということです。ただし、和解許可申請にあたっては、産業活力再生特別措置法52条2号（現 産業競争力強化法58条1項2号）所定の同意を得ることが確認されていることも考慮されたようです。

以上、日本の早期事業再生の現状及び問題点並びにそれに対する方策等について、お話しをさせて頂きました。